

袋井市こどもしあわせプラン

(袋井市こども計画)

すべてのこどもが夢と希望を持って成長できるまち

～ こども・若者 どまんなか ふくろい ～



令和7年3月

袋井市

1 計画策定の背景と趣旨

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども施策に対する基本的な考え方を明らかにした「こども基本法」が施行されました。同年12月には、「こども大綱」が閣議決定され、すべてのこども・若者が心身の状況や置かれた環境に関係なくすこやかに成長し、将来にわたり幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが掲げられました。

近年では、こどもの貧困や児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、若者の非正規雇用、ヤングケアラーの問題など、こども・若者を取り巻く課題は複合化・複雑化しています。

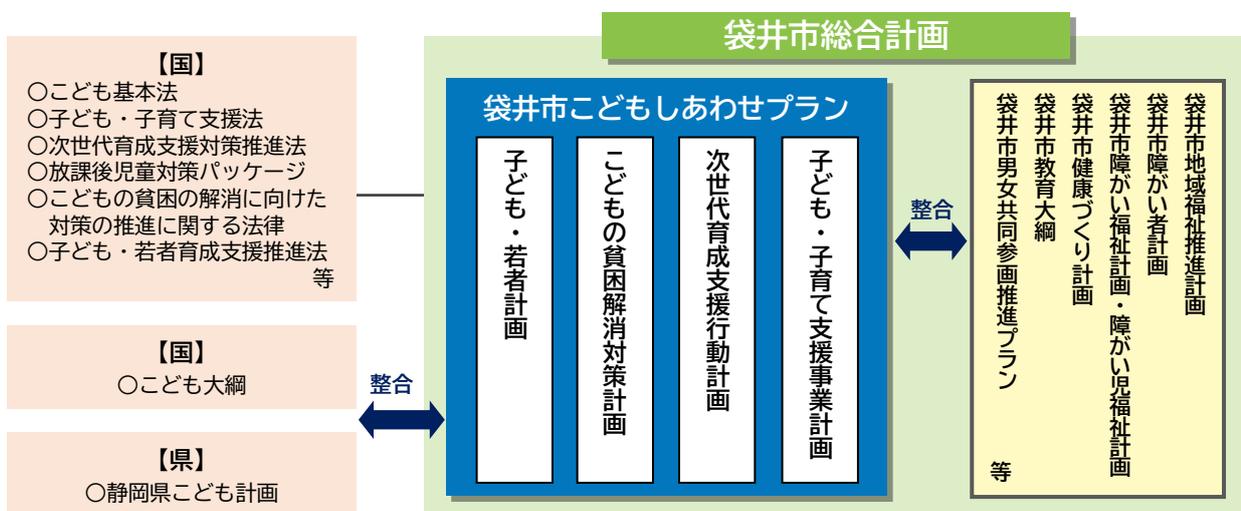
本市においても、生活保護世帯数やいじめの認知件数、不登校の児童生徒数や特別支援学級の児童生徒などが増加傾向にあり、様々な課題やニーズへの対応が求められます。

こうした背景や状況を踏まえ、本市では、さらなる子育て支援の充実を図るとともに、少子化対策や貧困対策、こども・若者への支援なども含めたこども施策を総合的かつ一体的に推進し、すべてのこどもが、将来にわたって幸せな生活を送ることができる社会の実現を目指し「袋井市こどもしあわせプラン（袋井市こども計画）」を策定します。

2 計画の位置付けと期間

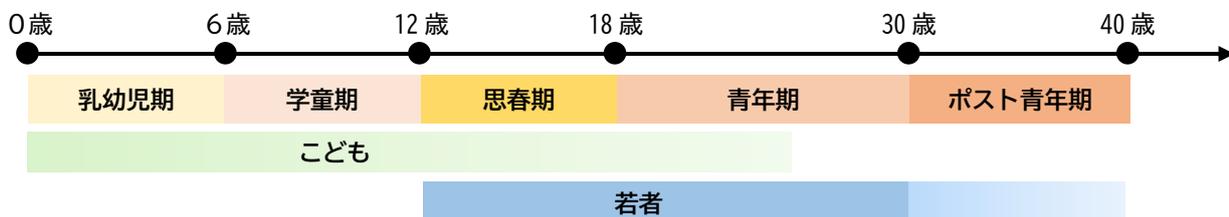
本計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」であるとともに、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、子ども・若者育成支援推進法に基づく各計画として位置付けます。

なお、本計画は、令和7年度から令和11年度までの5年間を計画期間とし、中間年度には、必要に応じて計画の見直しを行います。



3 計画の対象

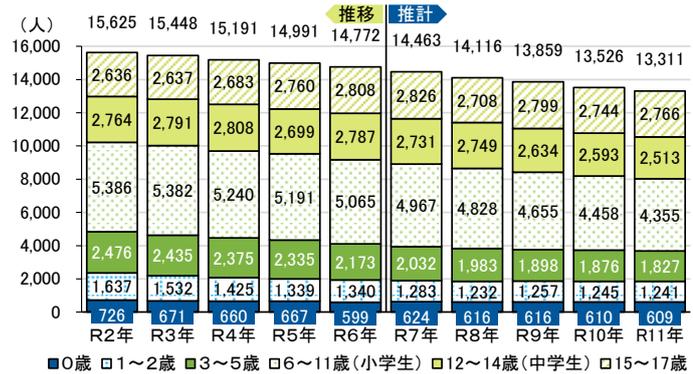
本計画は、こども・若者や子育て当事者に関する施策について定めています。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。



4 こども・若者を取り巻く現状

(1) 児童数の推移と推計

本市の18歳未満の児童数の推移をみると、年々減少傾向にあり、令和6年は14,772人となっています。今後年々減少していくと見込んでおり、令和11年では13,311人となり、特に中学生以下で年々減少すると予測しています。

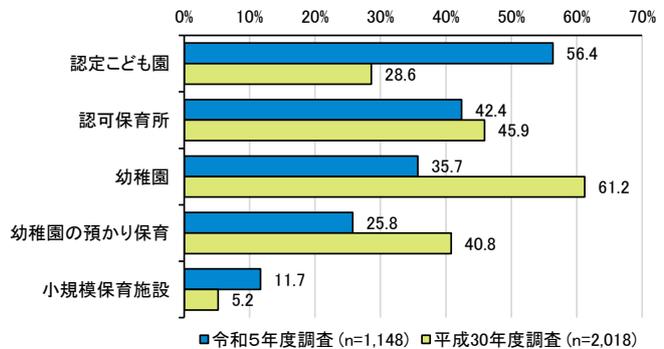


資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)、推計は令和2年から令和6年までの住民基本台帳を用いて、コーホート変化率法により推計

(2) 平日、定期的にご利用したい教育・保育事業

「認定こども園」の割合が56.4%と最も高く、次いで「認可保育所」の割合が42.4%、「幼稚園」の割合が35.7%となっています。

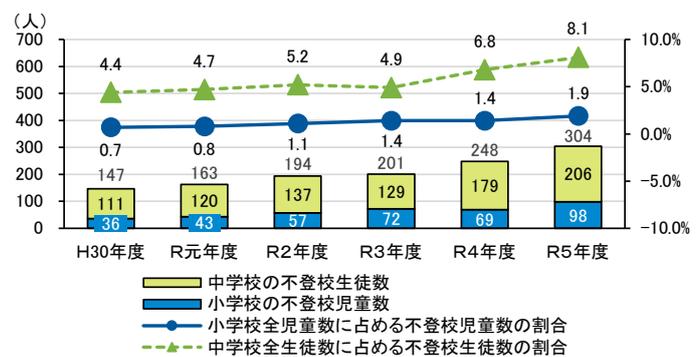
平成30年度調査と比較すると、「認定こども園」、「小規模保育施設」の割合が増加している一方、「幼稚園」、「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。



資料：第3期袋井市子ども・子育て支援事業計画策定にあたってのアンケート調査(複数回答可) ※上位5項目を抜粋して掲載

(3) 長期欠席(不登校等)の状況

市内小・中学校の不登校(年間30日間以上の欠席者)児童生徒数は、年々増加しており、令和5年度は小・中学校合わせて304人となっています。



資料：市の統計

(4) こども・若者等からの意見聴取

令和6年5月～8月、こども計画の策定に向け、小中学生をはじめとしたこども・若者、その支援者、子育て当事者とそれぞれテーマを設定し、意見交換等を行いました。(26団体、webアンケート3件 計358人)

<主な意見>

- 保育園にこどもを預けているが、こどもが病気等で仕事を休むことがある。預けやすい環境や預け先の情報が欲しい。
- 外国籍のこどもや通常学級の中で支援が必要なこどもが増えている。対応できる教員・支援員が増えるとこどもにより手厚い支援ができると思う。
- ひきこもりや生活困窮など複合的な課題を抱えていることが多く、関係機関が連携して相談・支援することが必要。
- 室内のあそび場が少ない。幼児から小中学生がのびのび遊べる施設があるとよい。
- こどもと保護者の相談が同じ窓口でできれば、一体で切れ目のない相談、支援ができる。

5 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

すべてのこどもが夢と希望を持って成長できるまち

～ こども・若者 どまんなか ふくろい ～

こどもは、社会の希望であり、未来を担うかけがえのない存在です。

こどもが将来にわたって幸せに暮らせるよう、こどもや子育て家庭を支える仕組みづくりを推進するとともに、地域、事業者、各種関係団体及び行政をはじめ、地域で生活するすべての人が、こどもや子育て家庭の声に耳を傾け、こどもの未来のためにできることを考えることが大切です。

本計画では、地域で生活するすべての人がこどもの視点に立ち、みんなで支え合い誰一人取り残すことなく、すべてのこどもが将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができ、夢と希望を持って成長できるよう、まさに、こども・若者「どまんなか」の社会（ふくろい）に向けて、取組を推進していきます。

(2) 基本的な視点

本計画においては、以下の3つの基本的な視点に基づき、計画を推進します。

✓ 「こども どまんなか」の視点

すべてのこども・若者が将来にわたって幸せに暮らせるよう、こども・若者を権利の主体として認識し、**こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが大切です。**

また、こどもが自分らしく社会生活を送ることができるよう、成長過程（ライフステージ）や状況に応じた多様な支援が、特定の年齢で途切れることなく行われるとともに、こどもや若者も社会を構成する一員として尊重され、**意見を表明できる機会を設けることが大切です。**

✓ 共生・共育の視点

すべてのこども・若者一人ひとりが自分らしく生活していくためには、年齢、性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、**誰もがその人らしく生きいきと暮らすことができる共生社会の実現が不可欠です。**多様性を認め合い、女の人も男の人も、外国籍の人も、障がいの有無にかかわらず、すべての人が、支える人と支えられる人に分かれることなく、「**共に生き、共に育つ**」社会に向け取り組んでいくことが大切です。

✓ 市民力を生かし、こどもと家庭を社会全体で支える 視点

次代を担うこどもは地域にとって大切な宝であり、地域はこどもの成長にとって大きな役割を持っています。市全域において自治会組織が確立され、市民主体のまちづくりや相互扶助、ボランティア活動が見られる本市において、その力（市民力）を生かし、地域住民はもとより企業や団体など、**社会全体でこどもや家庭を支えていくことが大切です。**

6 計画の体系

■基本理念

すべての子どもが夢と希望を持って成長できるまち
～子ども・若者 どまんなか ふくろい～

■基本的な視点

「子ども どまんなか」の視点

共生・共育の視点

市民力を生かし、子どもと家庭を社会全体で支える視点

■基本方針

I ライフステージに応じた支援

未来を育む子どものすこやかな成長を支えるまち

<子どもの誕生前から幼児期まで>
<学童期・思春期>
<青年期>

II ライフステージを通じた支援

すべての子どもが自分らしく力を発揮できるまち

III 子育て当事者への支援

子育て当事者に寄り添い支えるまち



7 施策の展開（主要事業・取組）

基本方針 I ライフステージに応じた支援 未来を育む子どものすこやかな成長を支えるまち

<子どもの誕生前から幼児期まで>

基本施策 1 妊娠期から出産、幼児期までの切れ目ない支援

- 子ども家庭センターの設置
- 不妊治療費等の助成
- 親子（母子）健康手帳の交付 など

基本施策 2 幼児期のすこやかな発育に向けた支援

- 保育の受入児童数の確保
- 教育・保育施設に関する情報の提供
- 医療的ケア児への支援 など

<学童期・思春期>

基本施策 1 こどもの学びを深める取組の充実

- 外国人児童生徒支援事業
- 日本一みらいにつながる学校給食
- まちじゅう図書館推進事業 など

基本施策 2 こどもが安心して過ごせる居場所の充実

- 放課後児童クラブの整備・充実
- 放課後子ども教室の実施
- 袋井市子ども交流館あそびの杜整備事業 など

基本施策 3 いじめや不登校に対する取組の推進

- いじめ対策推進事業
- 人権教育の推進
- 不登校支援推進事業 など



<青年期>

基本施策1 若者の雇用と経済的自立に向けた就労支援

- 大学などの教育機関や地元企業との連携によるキャリア教育の支援
- 新規学卒者の就職支援 など

基本施策2 結婚を希望する方への支援

- ふじのくに出会い応援事業
- 結婚新生活支援事業

基本施策3 生きづらさを抱える若者への支援

- ひきこもりの相談支援
- ひきこもり対策推進事業
- 若者や若者の対応に悩む家族への支援 など



基本方針Ⅱ ライフステージを通じた支援 すべての子どもが自分らしく力を発揮できるまち

基本施策1 多様な遊びや体験、活躍できる機会の提供

- 少年学級の実施
- 青少年育成事業の充実
- 子ども・若者海外留学支援事業 など

基本施策2 こどもの貧困対策の推進

- 学習支援事業
- 就学援助事業
- フードバンク事業 など

基本施策3 障がいのある子どもへの支援

- 早期療育システムの推進
- 子ども支援トータルサポートの充実
- 学校における共生・共育の取組 など

基本施策4 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援

- 児童虐待を防止するネットワークづくり
- 虐待を受けた子どもへの支援
- おやこの絆づくり事業 など

基本施策5 犯罪などから子どもを守る取組

- 子どもを守る学校・家庭・地域連絡協議会
- スクールガードリーダー、スクールガードボランティアの活動 など

基本施策6 子ども・若者の「声」を聴く場の確保

- ホームページやWEBアンケート等の実施
- 「未来 Create Club（中学生未来会議）」 など



基本方針Ⅲ 子育て当事者への支援 子育て当事者に寄り添い支えるまち

基本施策1 出産・子育てに関する経済的支援

- 妊婦のための支援給付交付金事業
- 子育て家庭への手当の支給
- 子育て家庭への医療費の助成 など

基本施策2 地域における子育て支援の推進

- 家庭教育力の向上
- 家庭教育講座の実施
- ファミリー・サポート・センター事業の実施 など

基本施策3 子育てと仕事の両立の支援

- 働き方の見直しと子育て家庭に優しい職場づくりの啓発
- 男女共同参画意識の醸成 など

基本施策4 ひとり親家庭への支援

- 児童扶養手当の支給等
- ひとり親家庭への日常生活支援事業
- ひとり親の就業の促進 など



8 事業計画（第3期袋井市子ども・子育て支援事業計画）

（1）幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容

【給付対象児童の認定区分】

年齢	保育の必要性なし	保育の必要性あり
3～5歳児	【1号認定】	【2号認定】
0～2歳児	—	【3号認定】

認定区分	区分	実績	推計				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	858人	735人	658人	577人	570人	555人
	確保量		1,843人	1,843人	1,843人	1,843人	1,843人
2号認定	量の見込み	1,189人	1,177人	1,216人	1,232人	1,217人	1,186人
	確保量		1,351人	1,351人	1,351人	1,351人	1,351人
3号認定 (0歳)	量の見込み	86人	196人	196人	198人	199人	199人
	確保量		234人	234人	234人	234人	234人
3号認定 (1・2歳)	量の見込み	771人	760人	752人	790人	806人	804人
	確保量		832人	832人	832人	832人	832人

- ・1号認定の実績は、令和6年5月1日現在、幼稚園の利用を希望する2号認定を含む
- ・2号認定、3号認定の実績は、令和6年4月1日現在

（2）地域子ども・子育て支援事業の内容

地域の実情を把握し、ニーズに対応した子育てに必要な各種事業を実施します。

事業	内容
時間外保育事業 (延長保育事業)	保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を実施する事業です。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労や疾病等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。
放課後子ども教室	放課後におけるこどもの安全で安心な活動拠点となる居場所を確保し、異年齢のこどもの交流、地域の大人との交流等の活動を通じ、心豊かなたくましいこどもを育てるとともに、地域の教育力の活性化を図る事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、または育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養護施設等で養育する事業です。
地域子育て支援拠点 事業(子育て支援 センター)	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園・保育所やその他の場所で一時的に預かる事業です。
病児・病後児保育 事業	病気や病気回復期の児童で、保護者が就労等の理由で保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。
子育て援助活動支援 事業(ファミリー・サ ポート・センター事業)	児童の預かり等の援助を受けたい者(依頼会員)と援助を行いたい者(協力会員)が会員登録し、お互いに助け合う事業です。
利用者支援事業	特定型は、市役所などの窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用支援などを行う事業です。 こども家庭センター型は、母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦及び乳幼児の健康に関する支援、全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

事業	内容
妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康の保持、安全安心な出産を目的として健康診査を行う事業です。
乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、適切な養育の実施を確保する事業です。
妊婦等包括相談支援事業	妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。
親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、ペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。
産後ケア事業	産後間もない母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族がすこやかな育児ができるよう心身のケアや育児サポート等を行う事業です。
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	保育所等に通園していない満3歳未満の乳幼児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児等とその保護者の心身の状況や養育環境を把握するための面談、子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です(令和8年度から実施予定)。

9 計画の推進

本市では、「袋井市こどもしあわせプラン」の推進にあたり、計画の基本理念の実現に向けて、全庁的に取り組んでいきます。事業を進めるにあたっては、市民や地域、こども園などの子ども・子育て支援事業者や学校、企業や関係機関と連携・協力するとともに、こども等の意見を取り入れながら施策を推進していきます。

本計画の基本方針、基本施策ごとに、事業や取組の実施状況について、毎年度、袋井市子ども・子育て会議等の有識者会議で点検・評価を行います。会議では、施策の方向どおりに事業が実施できているのかを評価します。

●基本理念の実現のための数値目標

基本理念の実現に向け、こども・若者、子育て当事者の主観的評価に基づく数値目標を設定して本プランに掲げた施策を推進していきます。

	項目	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
1	「将来の夢や目標を持っている」と答える児童生徒の割合(小6・中3)	76.6%	78.0%
2	大人や社会が自分の意見を聞いてくれると思うこども・若者の割合	— 参考: 県 41.9%	70.0%
3	子育てが社会から応援されていると思う市民の割合	— 参考: 県 35.4%	70.0%

袋井市こどもしあわせプラン (袋井市こども計画)

令和7年3月

袋井市 教育委員会 子ども未来課